

資料10(午前・午後)	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

## 過誤請求事務について

請求に誤りがあった場合、本市へ過誤申立書を提出することにより、請求を取り下げることができます。なお、提出期限は毎月25日、25日が閉庁日の場合は翌開庁日(25日が土曜日の場合、27日月曜日が提出期限)必着となっております。

- 1 提出先 千葉県保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課  
(千葉県利用者の方のみ)
  
- 2 提出方法 下記の方法により、ご提出ください。25日必着になりますので、郵送の場合はご注意ください。  
 メール: shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp  
 FAX: 043-245-5630  
 郵送: 住所 〒260-0026  
 千葉県中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター1階  
 宛先 千葉県保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課  
 件名 「過誤申立書在中」
  
- 3 再請求 相殺処理不可の防止のため、過誤申立書を提出した場合は、翌月10日までに(同月過誤)再請求をしてください。
  
- 4 提出件数 提出件数が50件を超える等、提出件数が多くなる場合には、事前にご相談ください。
  
- 5 千葉県からの連絡  
 再請求が必要になる場合であっても、千葉県からは連絡いたしません。各事業所において忘れずに再請求して下さい。
  
- 6 相殺不可の場合  
 相殺不可の場合は、国保連から事業所に連絡があります。国保連から連絡がありましたら、必ずその旨を当課にご連絡いただきますようお願いいたします。  
 また、この場合、再度過誤申立書の提出が必要になりますが、ご連絡を頂かないと、再度の過誤申立ができなくなる恐れもありますので、ご協力をお願いします。
  
- 7 様式  
 平成31年3月26日より過誤申立書の様式を変更しています。それ以前の様式や他自治体の様式での提出が見受けられますので、ご注意ください。なお、様式はホームページに掲載しております。

- ① 毎月25日までに提出された分は、国保連において翌月請求分と相殺処理されます。
- ② 毎月26日以降に提出された分については、翌々月請求分と相殺処理されます。

(例 ①)

3/25 までに提出	過誤申立書	▲ 30 万円
4/10	4 月受付分の請求	100 万円
5/15	4 月受付分の支払	70 万円

→5月の国保連からの支払額が減少することになります。

(例 ②)

3/26 以降に提出	過誤申立書	▲ 20 万円
5/10	5 月受付分の請求	100 万円
6/15	5 月受付分の支払	80 万円

→6月の国保連からの支払額が減少することになります。

注1

ご注意ください！

過誤申立による返還額が各月の支払額を超える場合、相殺処理ができません。

2/26~3/25	過誤申立書	▲150万円
4/10	4月受付分の請求	100万円
5/15	4月受付分の支払	100万円

▲150万円相殺不可  
→実際支払100万円

→分割して過誤申立を行うことで相殺できる可能性が高まります。

↓

~3/25	過誤申立書	▲50万円(分割①)
4/10	4月受付分の請求	100万円
~4/25	過誤申立書	▲50万円(分割②)
5/10	5月受付分の請求	100万円
5/15	4月受付分の支払	50万円
6/15	5月受付分の支払	50万円

▲50万円(分割①)  
→実際支払50万円

▲50万円(分割②)  
→実際支払50万円

これ以降に  
▲50万円(分割③)など

注2

ご注意ください！

過誤分の再請求を行わなかった場合、相殺後の金額が極端に少なくなる場合があります。

2/26~3/25	過誤申立書	▲100万円
4/10	4月受付分の請求	101万円
5/15	4月受付分の支払	1万円

通常請求分のみ請求。  
再請求を忘れたため、  
▲100万円相殺された。  
→実際支払 1万円

→相殺後の額の確認をお願いします。場合により、分割して過誤申立することをご検討ください。